

平成30年11月13日
中部近畿産業保安監督部

一般財団法人中部電気保安協会及び岐阜県電気工事業工業組合に対する報告徴収について

中部近畿産業保安監督部は、一般財団法人中部電気保安協会（法人番号 2180005014521）に対し、電気事業法第106条第4項の規定に基づき報告を求めました。

今般、電気事業法（以下「法」という。）第57条の2第1項の規定に基づき中部電力株式会社から受託した定期調査業務を適切に行っていなかったことから、次の事項について報告するよう指示しました。

1. 不適切な定期調査業務の内容、件数、実施期間を11月20日までに報告すること。
2. 1. の不適切な調査業務について、再度調査を行うとともに安全確保措置を11月20日までに実施し、すみやかに報告すること。
3. 不適切な定期調査業務を実施した原因とその再発防止対策を12月20日までに報告すること。

中部近畿産業保安監督部は、岐阜県電気工事業工業組合（法人番号 2200005000989）に対し、電気事業法第106条第4項の規定に基づき報告を求めました。

今般、法第57条の2第1項の規定に基づき中部電力株式会社から受託した定期調査業務を適切に行っていなかったことから、次の事項について報告するよう指示しました。

1. 不適切な定期調査業務の内容、件数、実施期間を11月20日までに報告すること。
2. 1. の不適切な調査業務について、再度調査を行うとともに安全確保措置を11月20日までに実施し、すみやかに報告すること。
3. 不適切な定期調査業務を実施した原因とその再発防止対策を12月20日までに報告すること。

（本件に関する問い合わせ先）
中部近畿産業保安監督部電力安全課長 長村
担当 鬼頭（彦）、山田
TEL：052-951-2817（直通）